

議員提出議案第 5 号

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年12月13日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆夫  
  
鎌田 聰  
  
城下 広作  


熊本県議会議長 井手順雄様

## 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

よって、国におかれでは、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
- 2 運転免許の取得時講習や更新時講習、違反者講習、安全運転管理者を対象とした講習等あらゆる機会を通じて、あおり運転が正常な運転を妨害する悪質・危険な行為であることの周知徹底に努めること。
- 3 広報啓発活動については、あおり運転が重大な事故につながりかねない危険な行為であることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 井 手 順 雄

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様  
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様  
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様  
国家公安委員会委員長 武 田 良 太 様